

第56回人権週間(12月4日~10日)

育てよう一人ひとりの人権意識

身近なことから人権を考えてみませんか?

毎年、12月4日から10日までが人権週間です。昭和23年(1948年)、「世界人権宣言」が国連総会で採択され、この宣言が採択された12月10日が「人権デー(Human Rights Day)」となりました。「人権」とは、「生きていくための、誰から

今年の重点目標

- 「人権週間」は、今年で56回目を迎えます。毎回、重点目標を決めて取り組んでいます。人権は難しいこと、他人ごとではなく、身近な問題として考えることが大事です。ひとりひとりの人権が本心に守られる社会にしていくなめには、他の人の人権にも気を配ることが大切です。

- 男女共同参画社会の実現を図ろう
子どもの人権を守ろう
高齢者を大切にすることを育てよう
障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
同和問題を正しく理解し、偏見、差別をなくそう
アイヌの人々に対する理解を深めよう
外国人に対する偏見、差別をなくそう
エイズ、ハンセン病等に対する偏見、差別をなくそう
刑を終えて出所した人に対する偏見、差別をなくそう
犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
性的指向を理由とする偏見、差別をなくそう
ホームレスに対する偏見、差別をなくそう
性同一性障害を理由とする偏見、差別をなくそう

西東京市の取り組み

市では、総合計画の中に、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会の実現を目指すことを明記しています。その取り組みとして、例えば、男女平等参画社会の実現のため、男女平等参画推進計画を策定し、情報誌の発行やフォーラムの開催、女性相談の開設などを行っています。さらに、今年7月の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行を機に、現在市で使用している書類(申請書、証明書等)について、性別記載欄の見直しを行っています。市内の全市立小・中学校では、道徳授業地区公開講座を実施し、家庭や地域と学校との連携を目指しています。また、東京都の人権尊重教育推進校である保谷第一小学校では、「互いに認め合い、自分も相手も大切にすることを心豊かな子どもの育成」をテーマに、さまざまな取り組みを行っています。

人権イメージキャラクター



この人権イメージキャラクターは、法務省の人権擁護機関が人権啓発活動のために使用しています。



「人権の花運動」で花の種をまく保谷第一小学校の子どもたち

相談窓口

困りごとがありましたら、気軽に相談ください。個人の秘密は厳守します(費用は無料です)。人権に関する相談

子どもや高齢者などへの虐待、さまざまな偏見や差別、プライバシーの侵害、近隣の問題など人権に関する問題に直面したとき、気が付いたときは、人権擁護委員が相談をお受けします。人権・身の上相談(日時など): 8面下段「無料市民相談表」参照



田無庁舎、保谷庁舎市民相談室(予約制) 問合せ 市民相談室(☎☎内線1432、☎☎内線2115) 法務局での人権相談 東京法務局府中支局で電話による相談をお受けします(☎042-335-4753)。

女性相談

女性を対象に、自分自身や家族のこと、人間関係、パートナーの暴力、性や出産、思春期の体、更年期のころからだ等について、不安や悩みを抱えた方が援助を必要としたとき、専門の女性相談員が問題を一緒に考え、解決の糸口を探します。悩みなんで相談(電話・面接)、カウンセリング(予約制)、からだの相談(予約制)(日時など): 8面下段「無料市民相談表」参照

市民会館相談室 問合せ 生活文化課男女平等推進係(☎50-0055)

夜間人権ホットライン 弁護士による人権相談を、夜間に電話でお受けします。

12月9日(木)午後5時~8時 ホットライン ☎03-5808-0640、☎03-5808-0641 相談時間は5分程度です。 問合せ (財)東京都人権啓発センター(☎03-3871-0212、☎03-3876-5373)

東京都内で行う事業

講演と映画の集い(定員千301人・先着順) 12月8日(水)午後1時~5時

調布市グリーンホール(調布市小島町2-47) 上映を行います。

12月8日(水)~10日(金)午前10時~午後4時 田無庁舎ロビー 問合せ 生活文化課(☎☎内線1412)

トーク&コンサートの集い(定員902人・先着順) 12月7日(火)午後1時30分~4時30分

西新井文化ホール(足立区栗原1-3-1) 内容 人権啓発映画『めばえの朝(あした)』上映

津軽三味線、コンサート 問合せ 東京都人権部(☎03-5388-2588)、東京法務局人権擁護部(☎03-5486-8424)

12月3日~9日は障害者週間 12月9日は「障害者の日」です

快適に過ごせる環境づくり ~ハードとソフトのバリアフリー~

市では、本年3月に「障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、地域社会全体から必要な支援を得ながら、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める」を理念とした障害者基本計画を策定しました。障害のある人が地域で快適に生活していくためには、さまざまな障壁(バリア)となるものを除去または改善する必要があります。物理的な障壁: 歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる放置自転車等、乗降口に段差のある車両構造のバス、施設等の出入口の段差など 制度的な障壁: 資格・免許等の付与を制限するなど 文化・情報面での障壁: 音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、わかりやすい表示の欠如など 意識上での障壁: 心ない言葉や視線、人間としての尊厳を傷つけるような扱いなど 西東京市でも、以上のような視点に基づき理念が具現化できるよう、施策形成に努めています。 さらに、障害を持つ人がより快適な地域生活を行うためには、市民ひとりひとりの、障害についてや障害のある人への理解と協力が得られなければ実現できません。障害のある人もない人も安心して生活できる市を推進しましょう。 障害福祉課(☎☎内線2347)

成年後見制度に関する相談 痴ほう性高齢者、知的障害者や精神障害者など、判断能力が不十分で、財産の管理や契約などができない場合などに代理等をしてもらう成年後見制度や、保健福祉サービスに関する解決困難な苦情について、相談をお受けします。 とき 月~金曜日 午前8時30分~午後5時(祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く) 必要に応じて、水曜日の午後、専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士、精神科医、元家庭裁判所調査官)による相談も受けられます(予約制)。 ところ 保谷保健福祉総合センター1階(保谷庁舎隣) 問合せ 権利擁護センター「あんしん西東京」(☎22-8877) 身体障害者・知的障害者相談 田無庁舎・保谷保健福祉総合センター1階の障害福祉課で、身体障害者・知的障害者相談日を設け、ご本人やその家族が抱える悩み等の相談をお受けします。 身体障害者相談 知的障害者相談(日時など): 8面下段「無料市民相談表」参照 ところ 田無庁舎・保谷保健福祉総合センター1階障害福祉課 問合せ 障害福祉課(☎☎内線2346)